



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 三菱化工機株式会社
代表者名 取締役社長 田中 利一
(コード番号:6331 東証プライム)
問合せ先 総務人事部長 宮本 智成
(TEL. 044-333-5354)

業績連動型株式報酬制度の継続および内容の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017 年度より導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および内容の一部改定を決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 101 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することと致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

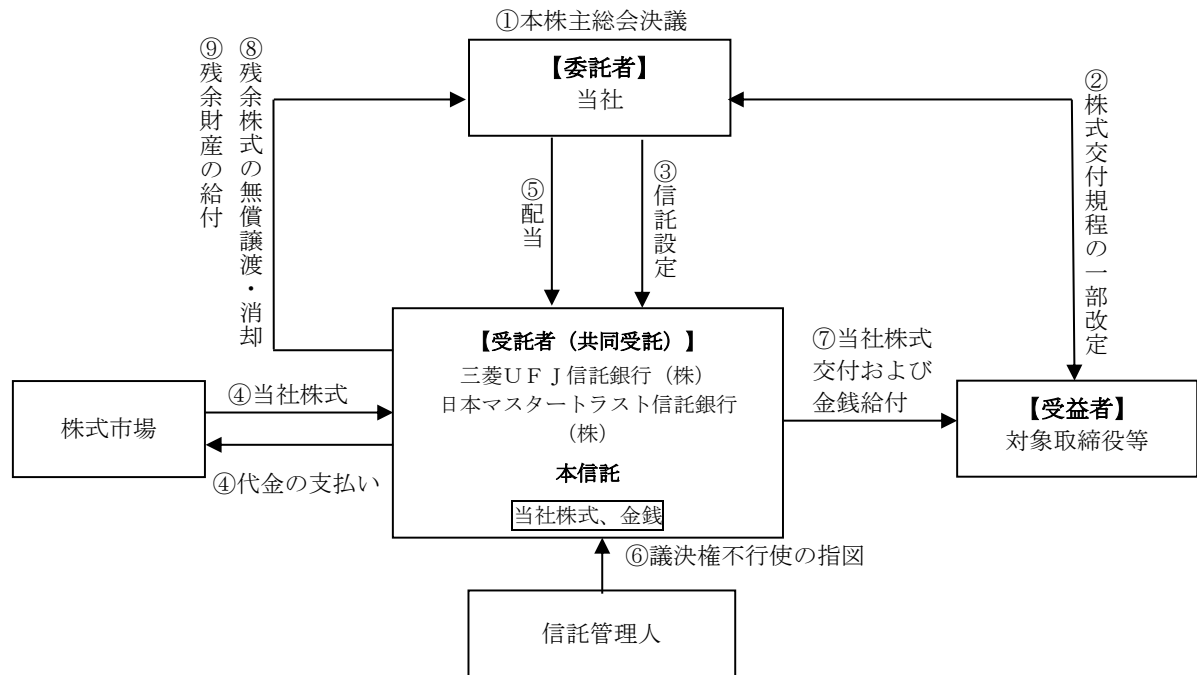
1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社グループ業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入しており、これを 2025 年度以降も継続します。
- (2) 本制度の内容の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型株式報酬制度として、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画等の業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。当社は、取締役の退任後（当該取締役が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に、業績目標の達成度等に応じた当社株式等を交付等します。

2. 本制度の一部改定について

当社は、本制度について、当社グループの中長期的な業績の向上および企業価値の向上への貢献意識をより一層高めるため、本制度の対象者に当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」という。）を加え、併せて、業績達成度を評価する指標及び当社株式の換価処分の割合の変更、クローバック条項の追加について、本制度の内容を一部改定致したいと存じます。なお、その他の内容に変更はありません。

3. 本制度の概要



- ①当社は本制度に関して本株主総会においての継続および内容の一部改定に伴う役員報酬決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③当社は、本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の金銭（③で追加信託された金銭を含む。）を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等は、対象取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各対象取締役等について定められる累積ポイント数（下記(4)に定める。）に相当する当社株式に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画との連動性を考慮し、中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績達成度に応じた当社株式等について対象取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行う制度です。継続後の本制度は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とします。

なお、下記(3)イによる本信託の継続が行われた場合には、以降も3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数（下記(4)に定める。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降、対象取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに対象取締役等となった者を含む。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 対象取締役等を退任していること（※）
- ④ 自己都合もしくは解任により退任した者（ただし、病気または怪我によりやむを得ず退任することとなった者を除く。）、在任中に一定の非違行為があった者または会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ⑤ 下記(4)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(3)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(3) 信託期間

ア 継続後の信託期間

2025年11月から2028年10月までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）がある

ときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、当該対象取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(4) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等

対象取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた基本金額をもとに計算される基本ポイントに業績連動係数を乗じたポイントが、付与ポイントとして付与されます。

各事業年度の付与ポイントは、同年3月31日で終了した事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～150%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結営業利益、ROE、GXセグメントの連結売上高等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、対象期間中の各事業年度に対応する職務執行期間の途中で退任した対象取締役等（各事業年度末または定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等を除く。）には、当該対象取締役等の直前の職務執行期間の開始から退任時までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与されます。また、各事業年度末または定時株主総会をもって任期満了により退任する対象取締役等に対しては、最後の職務執行期間に応じた基本ポイントに、事業年度末に退任する場合は当該事業年度、定時株主総会にて退任する場合には定時株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）÷ 3

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

対象取締役等の退任後に、付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）が算定され、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式3株（2025年4月1日を効力発生日とする、当社普通株式1株を3株とする株式分割を反映）とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、基本ポイントの算定式及び1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(5) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす対象取締役等が退任（死亡時を除く。）する場合、当該対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に算定される累積ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する

当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が死亡した場合は、その時点での累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該対象取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本制度において対象取締役等に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出する信託金の合計額および本制度において対象取締役等に付与するポイントの総数は、本株主総会決議に基づき、以下の上限に服するものとします。

信託期間内に本信託に拠出する信託金の上限額

1. 8億円

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

1 事業年度当たりに対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

32,000 ポイント

また、対象期間において、本信託が取得する当社株式の株式数（以下「取得株式数」という。）は、1 事業年度当たりに対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限に信託期間の年数である 3 を乗じた 96,000 ポイントに相当する株式数 288,000 株を上限とします（2025 年 4 月 1 日を効力発生日とする、当社普通株式 1 株を 3 株とする株式分割を反映）。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) クローバック

決算上の重大な過失・不正による決算内容の重大な修正、決算関連以外でも当社企業価値に影響を与えうる重大な不正・違反が生じた場合、当社は、対象取締役等に対し、本制度における交付済み株式数（納税資金のために売却した株式数を含む）に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部または全額の返還請求を行うことができるものとします。なお、返還の対象となり得る報酬は、該当事由が認められた事業年度及びその前の 3 事業年度の対価として受け取った業績連動型株式報酬とします。本取り扱いは、2026 年 3 月期の対価として交付される業績連動型株式報酬から適用対象となり、以後全ての期間において適用されます。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2017年8月2日
⑧ 信託の期間	2017年8月2日～2028年10月末日（2025年8月5日付の信託契約の変更により2028年10月末日まで延長予定）
⑨ 制度開始日	2017年9月1日
⑩ 議決権行使	行使しない
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 追加信託金の金額	1.5億円（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 株式の追加取得時期	2025年8月8日（予定）～2025年9月12日（予定）
⑭ 株式の取得方法	株式市場より取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上